

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第21号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第21号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は6月15日午前10時より開会をいたしました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第21号大治町税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

認定長期優良住宅等の減額についての内容はどの問いに対しまして、耐震改修が行われて認定長期優良住宅に該当することとなった建物について、翌年度分の固定資産税が2分の1に減額されるとの答弁でした。

また、軽自動車税の賦課徴収の特例で排出ガス燃費基準が訂正された場合、実際、町内で徴収したことはあるかとの問いに、平成28年度中では42台が対象になったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第22号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第22号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は6月16日午前10時より開会をいたしました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第22号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、軽減額の拡充の提案であるが対象者人数と軽減による影響額はどの問いに対しまして、世帯加入者3名で夫の給与収入のみという限定でシミュレーションをしたところ、対象人数は5割軽減24人、2割軽減12人の増となり、影響額は5割軽減分として56万円、2割軽減分として11万7000円、合計約68万円になるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。  
討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第22号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第23号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第23号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

消防団員の待遇等々に関しては法律で一般職職員に準ずると書いてあればそのように変え、書いてなければ消防団員の独自の制度でやっていくのかとの問いに、標準条例に定められる通知が来たら、よく精査し変更するとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正でございます。改正前から改正後で増額あるいは新たに対象になる部分もありますが、減額になる部分もある。減額すべきではないと考えまして、この条例改正に反対をいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この改正の基礎となる非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令による損害補償の支給額は、補償基礎額に一定の金額を加算することとされており、扶養手当の支給額が基礎となります。民間の企業を基本とした人事院勧告の中で配偶者に係る手当については、共働き世帯が多くなるなど女性の就労をめぐる条件に大きな変化が生じる中、民間企業において配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額することは適当であると考えます。その減額により生じた原資を用いて、国全体で少子化対策を推進している子に係る扶養手当を充実しております。こうした背景を踏まえ改正されるものであり、この案件に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願

いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号平成29年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第24号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第24号平成29年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

コミュニティ助成事業で発電機やリヤカーなどを購入し、地域の民家の倉庫に保管するとのことだが、担保はできているかとの問いに、今回第三東部の自主防災団体が地区の中で話し合われて決めたことなので民間では担保できないとは考えていないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第24号平成29年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

民生委員制度創設100周年記念事業で全国大会に2人が参加するための負担金の増額だが、当初予算で提案すべきではなかったのかとの問いに対しまして、本年2月に本大会の参加依頼があり、3月の民生委員の会議で諮り2人と決定したので当初予算には間に合わなかったとの答弁でした。

次に、緊急農地防災事業計画修正業務委託料について、事業計画の主な見直し点は何かとの問いに対しまして、今回予算計上した修正業務は、平成27年度に策定し2年が経過したため最新の単価に修正を行うものであるとの答弁でした。

また、この事業計画の内容に見直しはあるのかとの問いに対しまして、緊急農地防災事業は円楽寺排水機場の更新を計画しているもので、27年度のもの今回修正させていただく中身は全く事業的には変わっていないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長からの報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

まず初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第24号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第25号平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を

議題といたします。

議案第25号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第25号平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回、保険給付費の財源として繰越金150万円が提案されているが、今の時点で繰越金はどれくらいあるのかとの問いに対しまして、補正予算を立てたときの概算でいくと3億4000万円ほど繰り越す見込みであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、同意議案第1号から日程第17、同意議案第12号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号大治町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、任期が平成29年7月19日をもって満了することに伴い、若山善之を任命したいので同意を求めるものであります。よろしくお願ひします。

同意議案第2号、八神一朗を任命したいので同意を求めるものであります。よろしくお願ひします。

同意議案第3号につきましては山田恵子を、同意議案第4号につきましては吉田佐知枝を、同意議案第5号につきましては安井宗一を、同意議案第6号につきましては立松稔を、同意議案第7号につきましては前田幹雄を、同意議案第8号につきましては横井久雄を、同意議案第9号につきましては鈴木國一を、同意議案第10号につきましては吉田慎司を、同意議案第11号につきましては成田照幸を、同意議案第12号につきましては石川 隆を任命したいので同意を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

最初に同意議案第1号について、質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

進め方の関係でいくんですが、今、議長から1号の若山善之氏の質疑を提案いただいたんですが、今回のこの議案というのは総合性があるように思うんですね。そういう点ではトータルで質疑というのが出てくるんですが、そこら辺の扱いはどうですか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

最初に、同意議案第1号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第1号の質疑を終わります。

次に、同意議案第2号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第2号の質疑を終わります。

次に、同意議案第3号について、質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ちょっと個人的なことと言にくいことではございますが、農業者種別で他はみんな  
その他農業者と。ここが今法律改正の中で農業委員会に関する事項に利害関係を有しな  
い者も入れなきゃいけないとなっていると思います。見ていると山田恵子さん、私も存  
じ上げているんですが、もともと農業委員です。今農業委員。どういう形で選挙による  
ものなのか何なのか、どういう形で農業委員をやられているんでしょうか。選出方法。  
今までの。今まで農業委員やられているから。

○議長（横井良隆君）

今の質疑は関係ありませんので。

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ちょっとストレートに聞かなかったのでいけないんですが、あんまりストレートに聞  
きたくはないんですが、山田さんのところ農業をやられておられるんですが、利害関係  
を有しないという中で大丈夫なのかと。農業委員、農家として登録されておられないと  
いうことかもしれませんが、そこら辺の事情はどうなっているんでしょうか。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

山田恵子氏でございますが、この方自身は農業者ではございません。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ということは、本人が農業者でなければ利害関係を有しないというふうに国の統一の基準であるのでしょうか。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（三輪恒裕君）

そのとおりです。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第3号の質疑を終わります。

次に、同意議案第4号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第4号の質疑を終わります。

次に、同意議案第5号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第5号の質疑を終わります。

次に、同意議案第6号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第6号の質疑を終わります。

次に、同意議案第7号について、質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里です。今回この同意議案第7号で同意を求められております前田幹雄さんでございしますが、提案理由として任期が平成29年7月19日をもって満了のためということで提案をいただいているんですが、今まで農業委員を現状ではやっていない。言い方をかえれば新人でございまして、任期が平成29年7月19日をもって満了するという事はないんですよね。それが提案理由になっているのでいささか違和感を感じるんですが、提案理由に。いかがなものかということでございます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

確かに前田幹雄さんは今回新たに農業委員として同意を求めらるものでございます。旧法におきましては農業委員の任期がありまして7月19日をもってこれ切れます。ですからまことに申しわけございませんけれども、これは旧法で農業委員の任期が満了して、前田幹雄さんにつきましては新たな農業委員会法によって提案をさせていただくものでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第7号の質疑を終わります。

次に、同意議案第8号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第8号の質疑を終わります。

次に、同意議案第9号について、質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

今回、提案いただいております鈴木國一氏、生年月日が昭和10年11月10日生まれということで記されております。私、本人に面談したことないので健康状況もわかりませんが、率直に言って昭和10年といいますと81歳。70代ならまだまだ現役という部分がありますが、80代に入りますとそろそろ引退というふうな年齢に入ってくよいかと思うんですね、一般的に。そういう感想のもとにお伺いするんですが、今回、現役で農業委員会の会長をやっていると思っておりますが、そういう点で推薦になったかなと思っておりますが、客観的な状況の報告。今回、全体で見えていきますと30代の若手の農業者も入っておりますし、バラエティに富んでまあまあすてきな推薦になっているかなと思っておりますが、ちょっと違和感を感じるのはこの昭和10年11月10日生まれが引っかかってきます。そういう点で少し説明をお願いしたい。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

確かに昭和10年生まれでございます。歳は81歳でございます。ですけれども、現在も小切戸用悪水土地改良区の理事を歴任されておりますし、農業に関する見識非常に高く農業に関しては非常に豊富な知識をお持ちの方でありまして、ご心配のような健康状況は今のところないと私も見ております。地域の実行組合、水回りの当番も今積極的にやっていたいただいておりますということで健康状態については全く今のところ問題ないと理解しております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

本人の状況はよくわかりました。少し全体的な質問になっていくんですが、個別の同意ということで全体的な話で少し引っかかるかなと思っておりますがちょっと答えていただき

たいのは、鈴木國一さん、西條字坂牧島ということで領地的に広大な西條地域で今回農業委員が1人なんですね。それから砂子地域でも1人なんです。北間島で2人、三本木で2人、そういう形の提案、全体ではそういう形の提案が見えてくるんです。この西條坂牧島という地番から広がった質問になってくるんですが、バランスがとれていないような感じもするんですが、そういったところはどういう観点でこの提案になっているのかということですよ。十分にカバーできるような状況になっているのかということをお伺いしたい。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

そもそも定員12というのは先々回の議会でお認めをいただいた案件でありまして、小選挙区制の農業委員会の選出ではございませんので、地区割から選んでいただいておりますという選出方法でないということだけご理解をいただきたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第9号の質疑を終わります。

次に、同意議案第10号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第10号の質疑を終わります。

次に、同意議案第11号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第11号の質疑を終わります。

次に、同意議案第12号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで同意議案第12号の質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第1号から同意議案第12号までは、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、同意議案第1号から同意議案第12号までは委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

最初に、同意議案第1号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで同意議案第1号の討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決いたします。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第2号の討論に入ります。

同意議案第2号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで同意議案第2号の討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決いたします。

同意議案第2号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第3号の討論に入ります。

同意議案第3号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで同意議案第3号の討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第4号の討論に入ります。

同意議案第4号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで同意議案第4号の討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決します。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第5号の討論に入ります。

同意議案第5号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで同意議案第5号の討論を終わります。

これから同意議案第5号を採決します。

同意議案第5号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第6号の討論に入ります。

同意議案第6号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第6号を採決します。

同意議案第6号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第7号の討論に入ります。

同意議案第7号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで同意議案第7号の討論を終わります。

これから同意議案第7号を採決します。

同意議案第7号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第8号の討論に入ります。

同意議案第8号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第8号を採決します。

同意議案第8号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第9号の討論に入ります。

同意議案第9号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第9号を採決します。

同意議案第9号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第10号の討論に入ります。

同意議案第10号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第10号を採決します。

同意議案第10号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意議案第11号の討論に入ります。

同意議案第11号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第11号を採決します。

同意議案第11号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第11号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第12号の討論に入ります。

同意議案第12号の原案に反対の方の発言を許します。

[[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第12号を採決します。

同意議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第12号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、発議第3号憲法9条を守り、憲法改正を行わないよう、国会と政府に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第3号憲法9条を守り、憲法改正を行わないよう、国会と政府に求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

若干補足をしたいと思います。安倍首相は憲法9条1項2項をそのままにして3項を新設するという考えを表明されました。その後、自民党の中で第9条はそのままにして他の条項で自衛隊について書き込むという改憲案も話されておられます。そういうことも含めて憲法9条を守っていくんだという趣旨の意見書でございます。

また、私最近ちょっと元犬山市長、元民主党衆議院議員、元自民党愛知県議会議員の石田芳弘さんのお話をお聞きしましてちょっと感銘を受けたんですが、憲法に関して理想論と現実論があると。日本国憲法というのは理想を掲げている。理想論というのはあるべき姿を示しているんだと。現実論というのはあるがままの姿ということでございます。安倍首相はあるがままの姿に変えていこうとしているんじゃないかなと。やはり日本国憲法9条、あるべき姿を示しているものだと思っております。守っていく、このことは必要だと思いますのでご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。まず、提案者に質問をさせていただきたいと思います。今回の文面で安倍首相が一部メディアにという文面から始まっておりますが、安倍首相は自民党総裁の立場で5月3日に表明をされております。その点で首相の立場で行われたわけではございません。かつ、憲法審査会のところに審議をお願いするというので私はそういう考えを持っています。自民党の法制審議会の中でも十分検討をしていただいて、それに沿うような加憲、憲法に加えるということでお願いをしているということで現実論との話は全然違う話で、その場面のところへ今回意見書を上げていくという提案になっております。その辺のところも考えるとですね、また、全体の憲法改正に関しては9条ばかりではなく、いろんな子供に関する教育の無償化の話も出ておりますし、そういう部分も書き加えていくと。そういうものも考えを持って発言されているということで、

最終的には審議会の中で十分に検討をして行っていきたいという意向を示されたことで  
すので、その辺のところはどうだということで質問をさせていただきたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、服部議員から3点質問をされたと思います。

まず、安倍首相ではなくて安倍自民党総裁が発言されたという点でございますが、こ  
れは首相、総理大臣と自民党総裁を使い分けているという議論でございますが、一部メ  
ディア、発表したメディアでも自民党総裁とは書かれていません。やはり安倍首相と書  
かれていますので、これはまずその時点でおかしいんじゃないかと思います。実際、皆  
さん安倍さんと聞いて自民党総裁だと思ふよりもやっぱり総理大臣だという思いの方  
が多いと思います。ですからその点は当たらない。

2点目ですね、当然安倍さん、総理大臣か首相かと言われましたのでそこら辺私は安  
倍首相だと思いますが、服部議員も言われますので安倍さんということにしますが、安  
倍さんは当然国会の中で議論してほしいと言っておりますが、安倍首相自身の考えとし  
ては自分がやりたいと表明しておりますので、この点も私の意見書に書いてあることは  
間違いではない。

3点目ですが、憲法9条以外の憲法改正については、私意見書の中では全く述べてお  
りませんので、その質問に今この場で答えるのはおかしいと。当然、個人的に聞かれれ  
ば私の個人の考えは述べさせていただきますが、今回憲法9条に関してだけ改正を行わ  
ない。その内容に関してです。先ほど補足しましたように9条外で同じような内容のこ  
とを書き込むことも含めてでございますが、行いたいということですのでその点ご理解  
いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員  
会の付託を省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

発議第3号の原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 2名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第19、発議第4号子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

発議第4号子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

内容についてでございますが、まず1番目の中学校卒業までの子供の医療費無料制度を全国一律の制度として早急に整えることでございます。現在、通院に関しては小学校入学まで、入院に関しては中学校卒業まで県が2分の1、町が2分の1ということになっております。小学生、中学生の通院に関しては町が全額ということで負担割合がなっております。今年度当初予算で2億2491万円、トータルで費用がかかっている。当然、県の補助もありますが、それについては確定していないということで今回額は出せませんが、それが国の制度となりますと当然補助割合が変わってきまして町の負担も減ると。そうすることによってそのお金を他の施策に回すことができるわけでございます。ですから、これは早急に全国一律の制度としていただきたい。これは大治町のためにもなるということで他の議員にお願いしたいと思っております。

また、2点目ですが、NPO法人などが地域で行っているこども食堂、学習支援でございます。これは大治町ではあんまり行われておりませんが、行政側、教育委員会が頑張っている中3の方でSSCという制度もございますが、全ての小中学生、高校生が対象になっているわけではございませんので、やはりこういう民間さんでやられておられる制度、これを国としても支える仕組みをつくってほしい、強化してほしい。名古屋市なんかだと今年度当初予算等々でそういうのも考えているところもありますが、国の制度としてやっぱりやってほしいということでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

発議第4号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 2名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

日程第20、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。  
各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成29年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員